

## 近世の高梁川水害と流域諸村の連係

畑和良（倉敷市総務課歴史資料整備室）

### はじめに

水害＝特定の町・村や集落のみが被災するケースもあるが、多くの場合は氾濫を起こした河川の流域が広い範囲にわたって被災したり影響をこうむったりする。

- 1) ある河川で水害が発生した際に同時に影響を受ける町や村は、水害の予防や発災時の水防対応、被災後の復興工事などで実態としてどのように関係し合っていたのか。
  - 2) 地形条件や地域の支配関係の違いによって、連帯のあり方に違いがあるのか。
- ＞現在の倉敷市域の範囲で繰り返し大規模洪水に見舞われ、水害対応や堤防修繕に関する取り決め事項を明記した史料が残る川内十一か村の事例を確認する。

### 1. 高梁川水害と川内十一か村

川内（河内とも）十一か村＝①片島②中島③酒津④西阿知⑤西原⑥水江⑦西阿知新田⑧新見領西阿知新田⑨大江（史料表記は「大江連島村」の場合が多い）⑩西之浦⑪矢柄

#### （水害常襲地）

「川内」の名が示すとおり、東高梁川と西高梁川に囲まれた中洲状の立地にある村々で、南側には連島の山並みがあり、いったん堤防が切れれば水の逃げ場がなく、東西の河川と南の山に囲い込まれた中洲全体が水浸しになる危険な場所。

- ・延宝元年（1673）の洪水（第一次東光寺切れ）
- ・享保六年（1721）の洪水（第二次東光寺切れ。令和元年度歴史資料講座にて詳述。歴史資料整備室WEB上に資料あり）
- ・寛政元年（1789）の洪水（天神切れ。同上）
- ・明治二十六年（1893）の洪水（明治時代以降では最大規模の水害）

明治時代の末期から大正時代にかけて高梁川河川改修が行われるまで、四度の大規模な水害に見舞われており、これ以外にも小規模な浸水被害が数年ごとに発生していた様子が歴史資料整備室所蔵資料で確認できる。

#### （郡も所属もバラバラ）

西原・西阿知・片島・西阿知新田・西之浦・大江・矢柄村＝浅口郡

酒津・水江・中島村＝窪屋郡

十一か村の領有関係も極めて複雑。（参考 明和四年段階の領有関係）

- ・倉敷代官所管下幕府領（御料）…片島村・中島村・酒津村
- ・成羽藩山崎氏領…西之浦村・矢柄村
- ・岡山藩池田氏領…西阿知村・西原村・水江村
- ・鴨方藩池田氏領…西阿知新田村
- ・新見藩関氏領…西阿知村・大江村（以上は私領＝大名・旗本の領地）

※西阿知村は岡山藩領と新見藩領が混在。

### (用水体系は一緒)

領有関係はモザイク状だが、川内十一か村は水江村の片山樋・酒津村の一之口樋から取水する用水、その流末で排水を受けて海・川へ排出する悪水路を共有しており、樋門の維持・改修などで支配関係を越えて普段から連係していた。元禄三年(1690)十一か村は組合を組織し、今後の用水関係施設の維持・管理費や関係する工事費用の分担割合を決めた。

- ・古くは大橋川に流入させた悪水を西之浦村のうち宮の浦付近(巻倒。現在の霞橋東詰めやや上手)から西高梁川へ放出していた。
- ・明和五年(1768)、連島丘陵西麓をめぐり西之浦村の串ノ山東側(嘉永橋・ドンドン付近)で海へつながる「新井路」を作った(現在は「西部排水路」と呼ばれている)。川内地域の田畑を灌漑する用水は地域の南端に設けられた水門から悪水路となって南へ抜け、連島の丘陵と西高梁川に挟まれた細長い隘路(現在の霞橋東詰め付近)を通り抜けて西之浦で海へ放出される構造になっていた。(今まで高梁川へ直接悪水を放出していたのを止めて、最下流で海面に放出する水路を新たに作った)

## 2. 水害時の排水に関する申し合わせ

### (堤防の人為的切り払いと修復)

寛政元年(1789)六月十八日、川内地域を含む高梁川河口部に大きな被害をもたらす「大洪水」が発生した。

- ・十一か村のうち西原村の堤防が数百間にわたって決壊し、そこから大水が川内地域へ流れ込み、片島村をはじめ隣郷数か村が「郷中水湛家居等流失仕、人命も拘り候程」の状況になった。
- ・川内地域には悪水を吐き出す水門が一か所あったが(前述の新井路筋の水門)、折悪しく海側から「逆汐」が上ってきており、水門を開けると上流からの氾濫河水と海水がぶつかってかえって地域内の浸水がひどくなる懸念があったため、やむなく悪水吐水門の関戸は締め切った。
- ・そのため、逃げ場のなくなった内水の水嵩が増して多人数が溺死の危機にさらされたが、増加した内水によって片島村字柳井下付近で堤防が内側から押し崩され、川内地域を満した内水はそこから下流へ吐き出されて早期に水嵩が減少し、人馬の命が助かった。(以上、**史料1・2**)

結果的に寛政元年水害の時は、内水が堤防を内側から押し破って流出したことで被害の拡大が抑えられたが、この災害時のように川内地域に氾濫した河水が流入して水の逃げ場がなくなった場合に備え、十一か村は従前からある申し合わせを行っていた(**史料1**)。

十一か村の左右の堤防が切れ、郷中に東西高梁川の河水が押し込んできた場合、水道筋へも通しがたく、上流の村で堤防が切れた場合は強い水勢で近くの堤防が張り裂け、そこから水が抜けていくだろうが、堤防が張り裂けるまで様子見していたら「拾壹ヶ村家居流失仕、人命ニも拘り候」なので、

- ・このような場合は熟談のうえ、片島村の下手の堤防を切払って排水し、「当難」をしのぐ。
- ・水防のため見廻りに出た村役人たちの判断で、別の村の堤防を切り払う場合も

あるが、切られることになっても文句は言わない。

- ・堤防切払いは「組合勝手」（組合の都合）で実行することなので、地域内から水が抜け落ち次第、切り払った堤防を早々に組合で援助して普請・修復する。
- ・洪水そのものの水圧によって堤防が外側または内側から自然崩壊した場合は、基本的に破損堤防の所在する村が自力で堤防を修復し、組合の他村は援助を行わない。

- ・「水道筋へ引落候而者、所々水門保チ不申、勿論新井路通人家も有之儀ニ御座候間、切込候悪水ハ通しかたく」（**史料1**）とあるように、明和五年に川内十一か村組合が西之浦地内に設けた排水路＝「新井路」沿いには民家が立ち並んでおり、通常時の水田の悪水放出ならともかく、洪水時の排水を流し込めば水門の維持も難しく、水路沿線の人家に大きな被害が生じることは避けがたかった。また、西ノ浦沖の海水の動きによっては、「新井路」の水門を開けてもバックウォーターの現象が生じ、海水に阻まれて上手く排水できない可能性があった。（大洪水の排水に新井路は使えない）
- ・そこで、大洪水の際の排水路確保のため、片島村地内または村役人が視察の結果適当と判断した場所で高梁川堤防を人為的に切断し、川内地域を満たす河水を直接高梁川本流へ戻すことが、川内十一か村組合による申し合わせによって内々に決められていた。
- ・切断か所として名指しで想定されている片島村は、川内地域全体の南端でかつ悪水吐水門より上流に当たる。上流から地域に流れ込んできた濁流が自然に集まっていく地点で、かつ水門に被害が及ばない場所が選定されていると思われる。
- ・特定の村が他の十か村の身代わりとなって犠牲になることから、壊した堤防の修復などは十一か村が協力して実施することになっていた。
- ・堤防が河水によって決壊した場合は、川側からの決壊であれ内水膨張による内側からの破断であれ、組合として堤防修復を手助けせず、破損堤防の所在村の責任で修復することとされていた。

寛政元年水害時、川内十一か村組合の村々は上記の申し合わせに基づいて片島村堤防の切り払いを企図したが、作業に着手する前に内水の圧力で自然に堤防が破断した。そのため、片島村が自前で堤防を直すのか、組合村々で補助して直すのかが問題になった。

>片島村の堤防が切れたおかげで他の村々の住民の生命が助かったので、結果的に恩恵をこうむった組合内の他村も片島村堤防の修復を手助けするべき、という結論に「一流得心」して、切れた堤防は組合による「助合御普請」で修復された。

>今回のように自然に堤防が切れた場所を「助合御普請」することを「古格などと申し立ててはいけない」、つまり今回は特例で今後同じようなことがあっても今回のことを旧例として修復を手助けすることはしない、と念押ししている。

>洪水時の堤防切払い・破損堤防の「助合御普請」に関する申し合わせは、以前から組合内での了解事項だったが、明文化されておらず「区々」になっていたのが、寛政元年洪水をきっかけに今回の措置が特例だということも含めて明文化した。それが**史料1**。

その後、川内十一か村組合は「助合御普請」を実施し、その年の暮までに「出来形帳」＝完成報告書を倉敷代官所へ提出している（**史料2**）。そこでは「内水ニ而表堤押切候節ハ、組合拾壺々村井路水門番給米八石之割合ヲ以、人足諸式指出相仕立候内談ニ取極置候」となっていて、**史料1**作成時に今回限りの特例扱いと念押ししたはずの内水膨張による決壊

堤防の修復が「助合御普請」の対象として取り決められている。

>従前の申し合わせ事項について組合の村どうしで改めて確認・明文化しつつ、特殊な事態に柔軟に対応し、決め事を改訂していた様子がうかがえる。もっとも、川側からの堤防決壊に関する申し合わせ事項に変更はなく、寛政元年水害で川内地域が水没する発端となった西原村の堤防決壊地点の修復に「助合」はなされなかった（史料2）。

### （堤防切払いの実行）

明治二十六年（1893）十月十四日の晩から翌日にかけて、「本郡今回ノ水災ハ今ヲ距ル百五年寛政元年破堤以来ノ巨害ニ有之候」と言われる激しい水害が川内地域を襲った。

- ・その渦中の十月十五日の朝、「片島の村民百余名程出で、水を排する為め故（ことさ）らに堤防を破壊したり」とする記録がある（森万吉編『岡山県大水害見聞実記』／明治二十六年十一月発行）。寛政元年水害のとき明文化された「川内地域が洪水で満水になった際は片島村の堤防を人為的に破壊して水を排出する」という申し合わせ通りの行動が実行に移されたことが判明する。
- ・被災地域を図示した地図（「岡山県備中国水害書」／宮内公文書館50760）をみると、片島村堤防には「決潰ヶ所」としてマークが付されているが、事実とすればこの地点は洪水による決壊ではなく、水を逃がすための人為的切り払い地点ということになる。

川内地域では明治時代の中頃まで、水害時に人命救助を優先するために堤防を切ることに、何らかのかたちで江戸時代の申し合わせが伝承されていた可能性がある。寛政元年以来百五年ぶりの大水害にあたって、その決め事がついに実行に移された、ということになる。明治二十六年水害はあまりにも激甚な災害で、排水路を確保したにもかかわらず浸水は半月近く川内地域に残留していたというが、堤防切払いがある程度功を奏したのか、当時川内地域に存在した西阿知村（江戸時代の西阿知村・西阿知新田村に該当）の死者数は計4人、甲内村（江戸時代の片島村・西原村に該当）は死者0人、中洲村（水江村・酒津村・中島村）は死者3人ととどまっている（「岡山県備中国水害書」／宮内公文書館50760）。

### まとめ

- ・川内十一か村組合の互助関係…水害が発生すれば地域丸ごと影響を受ける運命共同体であり、地域全体の助けとなって排水時に犠牲をこうむる村に対しては補償を行うことがあらかじめ「内談」「申し合わせ」で決められ、文章化して共有していた。決め事の基準は実情に合わせて組合村々内で内談のうえ微調整されて運用されていたようだが、基本路線は動かされていない。

>堤防の人為的切り払いによる排水という処置そのものは、嘉永三年水害や明治二年水害時に別の地域（加須山村の小瀬戸・興除新田の境土手など）でも行われ、その実施をめぐる影響を受ける村どうしが緊張関係に陥った事例が確認されている（「水損難洪太平記」、倉地克直「明治二年東高梁川洪水と地域社会」）。川内十一か村組合の場合は、こうした措置をスムーズに実行するための根拠として、影響を受ける村どうしの内談を経て補償の範囲も含めた決め事を明文化していた、ということになる。

- ・地域が水没する結果を誘引した高梁川の水面からの外圧で崩壊した堤防の修復は、組合が

互助や補償を行う対象から外されており、崩壊堤防の所在村が自力で直すしかなかった。

＞水害ではない事情で崩壊した堤防も、自力修繕の対象。安政の大地震で片島村堤防が潰れているが、その時の出来形帳をみても「助合御普請」となっていない。片島村が領主に願い出て一定の扶持米を受けて自力修繕している（史料5）。

＞組合村々として全く何もしなかったわけではなく、全体の損害につながる可能性のある地域内の堤防の状態を把握し、破損が放置されている場所については関係の村へ修復要請を行うことで、地域防災体制の維持・コントロールに努めている（酒津村堤防・片島村堤防の修繕を再三にわたって両村へ督促している。史料3・4）。だが、村単独での本格的な修復は困難が多く、破損した堤防の長期間の放置や弥縫的な修繕が繰り返された（史料3・4）。

このように組合の互助・補償体制は限定的な側面があったから、水害時に各村は自村の堤防を守り切ることに注力し、隣接他村の水防に手を貸すことが難しかったらしい。

＞岡田藩領では市場村（嵯峨野村。真備町市場）・本庄村（総社市新本）の住民が寛政七年（1795）八月、嘉永三年（1850）六月の二度にわたって川辺村の水防堤（いわゆる神楽土手）の防御に助力し、その決壊を防ぎ止めている（竹林栄一「古川古松軒史料」、畑和良「真備地域における江戸時代～明治初年の水害治水史」）。これが実現可能だったのは市場村や本庄村が高梁川・小田川流域から外れた後背地域に存在し、自村防衛に縛られていなかったため。川内十一か村は所属する村々が全て東西高梁川沿岸に位置し、他村を支援する余力がなかったものと思われる。

・明治十～十一年（1877～78）ごろ、こうした状況を憂えた片島村・西阿知村の住民総代は、当時の戸長・副戸長と連名で、次のような条文を含む願書を作成している。

「毎歳出水ノ節ハ村毎ニ防漲罷在ルハ無申込候得共、乙村人民ハ甲村ノ為ニカヲ不尽、只自村ノ水漲ヲ防クモ堤防修繕ハ官費御給与ヲ目途トシ水下ニ住シ人民自カラ慣慢心ヲ生シ、万一六ヶ村内破堤等アラハ至重ナル人命田畑家屋等ヲ暴害スル而已ナラス、目下川床高クシテ耕地ハ低キ故ヲ以テ、一時沙漠ノ姿ニ変地候モ難計而シテ浅口郡三ヶ村ハ尤モ土地窪ニ住居スルヲ以テ、実ニ窪屋・浅口六ヶ村事務合併協心同力セルヲ得サルナリ」

それぞれの村が他村を助けず自村の水防に努め、修繕も官費支給を当てにして慢心しているようでは水防上も問題が多く、万一堤防が切れれば人命・田畑・家屋が被害に遭うだけでなく地域じたいが「沙漠」になってしまうと懸念し、川内地域の六か村（浅口郡西原・西阿知・片島村、窪屋郡酒津・水江・中島村）が郡境を越えて合併し「協心同力」すべきだと主張している。

＞川内地域全体が実際に一つの行政体として合体することは実現せずに終わっているが、個別バラバラの水防の限界性に気付いた地域住民の中から、一つの解決策としてこうした発想が生まれてきたことは注目される。

## 参考文献

『連島町史』（連島町誌編纂会、1956年）

『西阿知町誌』（西阿知町史編纂委員会、1954年）

『高梁川東西用水組合沿革誌』（高梁川東西用水組合、1923年）

竹林栄一「古川古松軒史料 - 日記・雑記 - 」(『岡山県立博物館研究報告』1, 1978年)  
『大水記・水損難渋太平記・洪水心得方・享保十七壬子大変記・年代記・凶年違作日記・附録』(日本農書全書67, 社団法人農山漁村文化協会, 1998年)

倉地克直「明治二年東高梁川洪水と地域社会」(『倉敷の歴史』第30号, 2020年)

畑和良「真備町域における江戸時代～明治初年の水害治水史」(『倉敷の歴史』第30号, 2020年)

『岡山県大水害見聞実記』(森万吉編・発行, 1893年／国会図書館デジタルコレクション <https://dl.ndl.go.jp>)

「岡山県備中国水害書」(宮内公文書館50760／書陵部所蔵資料目録・画像公開システム <https://shoryobu.kunaicho.go.jp>)